

特別養護老人ホームあかね荘運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者が本来有する自由意思や自己決定権を否定されることなく、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを目的とする。原則として、要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象とする。(要介護3に満たない方でも、要件により特例入所となる場合もある)

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 入所者について、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じた処遇を適切に行うものとする。
- (2) 介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- (3) 懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わないものとする。
- (5) 自ら提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームあかね荘
- (2) 所在地 青森県五所川原市大字前田野目字長峰112番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、この事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、施設の運営管理について必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 医師 4名(嘱託医2名 協力医2名)
医師は、入所者の健康の状況に注意して健康管理を行い、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- (3) 次長 1名
次長は、園長を補佐して、主として会計経理を担当する。
- (4) 事務長 1名(介護職員兼務)
事務長は、次長を補佐して、労務管理業務を担当する。

(5) 生活相談員 1名

生活相談員は、常に入所者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(6) 介護支援専門員 1名（介護職員と兼務）

介護支援専門員は、施設サービス計画に係る業務を行う。

(7) 介護職員 20名（兼務5名（デイ兼務1名）、介護主任は機能訓練指導員と兼務2名）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護するものとする。又、主任介護職員は、機能訓練指導員として、利用者の心身の状況に合わせて、個別で身体を動かす機会をつくり、クラブやレクを通して、日常生活機能の改善・低下しないように援助を行う。

(8) 看護職員 4名（機能訓練指導員兼務1名）

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意して健康管理を行い、必要に応じて医師との協力の下で健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(9) 栄養士 1名（調理員兼務）

栄養士は、利用者の給食、献立、発注、調理員の指導に従事する。

(10) 調理員 7名（栄養士兼務1名）

調理員は、入所者の給食の調理に従事する。

(11) 技能主事 1名（事務員と兼務）

技能主事は、施設設備並びに構内の保守点検・維持管理及び管理者の指示することに従事する。

(12) 宿直員 2名

宿直は、夜間当直にて施設内外の警備に従事する。

(13) 事務員 3名（訪問介護統括主任と兼務1名、技能主事と兼務1名）

事務員は、庶務一般事務に従事する。

(入所定員)

第5条 この事業所が行う指定介護老人福祉施設の入所定員は、50名とする。

(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容)

第6条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身に応じて、適切な技術を持って次のとおりのサービスを提供する。

(1) 食事の提供

栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮して、三食ともに適切な時間に提供する。

(2) 入浴

原則として、週に最低2回以上の入浴サービスを提供する。ただし、入所者の身体の状態に応じて特別浴又は清拭とする場合がある。

(3) 介護

入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により次の介護サービスを行う。

①食事介助

②入浴介助

- ③排泄介助
- ④施設内の移動の付き添い
- ⑤体位交換
- ⑥シーツ交換
- ⑦着替え介助
- ⑧離床介助
- ⑨整容
- ⑩その他の日常生活上の世話

(4) 機能訓練

入所者の心身の状況を踏まえて、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 健康管理

医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(6) 相談及び援助

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は、その家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言等の援助を行う。

(7) レクリエーション及び行事

入所者の教養娯楽のために、月間予定表を定めてレクリエーション及び行事を行う。

(利用料とその他の費用)

(1) 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護福祉施設サービスが法定受領サービスであるときは、所得に応じて利用者負担割合が1～2割となっており、負担割合に関しては介護保険負担割合証の額とする。

(2) 居住費

1. 従来型個室 一日1, 171円 2. 多床室 一日370円

(3) 食費

一日1, 392円(朝食354円、昼食624円、夕食414円)

(4) 負担額について

利用者負担区分	負担額	
	居住費	食費
第1段階	従来型個室	320円/日
	多床室	0円/日
第2段階	従来型個室	420円/日
	多床室	370円/日
第3段階	従来型個室	820円/日
	多床室	370円/日
第4段階	従来型個室	1, 171円/日
	多床室	855円/日

※多床室の居住費については、光熱水費(50円)含まれており、1日370円とする。

※介護保険限度額に応じ、第4段階に関しては多床室入居者に対して室料相当の負担として上記

の他に、1日470円が含まれる。

(5) その他の費用は、次のとおりとする。

- 1 特別食、行事参加費、理美容費、クラブ活動材料費、貴重品管理費、おやつ代、インフルエンザ予防接種等の健康管理費等の料金は、実費に相当する金額とする。
- 2 指定介護福祉施設サービスにおいて常事提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものとする

(施設サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 入所者は次に定める事項に留意し、秩序ある生活を継続するよう留意しなければならない。

- (1) ご契約者又はそのご家族は、ご契約者の体調の変化があった場合は、速やかに職員にお知らせ下さい。
- (2) 事業所内の機器を利用される場合は、必ず職員にお知らせください。
- (3) 施設内での金銭や食べ物のやり取りはご遠慮ください。
- (4) 職員に対する贈り物や飲食のもてなしは固くお断りいたします。
- (5) 施設内での見守りを徹底していますが、場合によっては転倒などの事故が発生する可能性があることを予めご了解ください。
- (6) 現金等貴重品の居室への持ち込みは固くお断りいたします。(必要に応じて貴重品管理サービスをご利用ください。)
- (7) 上記に拘らず、ご契約者が現金等の貴重品の管理を希望する場合は、必ずその理由と内容(現金は5,000円未満とします。)を管理者に届け出てください。

(緊急時等における対応方法に関する事項)

第8条 この事業所に勤務する職員は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策に関する事項)

第9条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 管理者は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事故発生時に関する事項)

第11条 サービス提供中に事故が発生した場合、直ちに応急処置・医療機関への搬送等の措置を講じ、家族、保険者等への連絡を行うこととする。明確に記録とし、原因を解明し再発防止に努めることとする。損害すべき事故に関しては、損害賠償保険契約に基づき対応すること。

(富士火災海上保険株式会社)

(身体拘束廃止に関する事項)

第12条 自由を制限するような身体拘束を原則として廃止すると事を目的として、常時会議等で検討することとする。緊急やむを得ない理由で拘束せざる得ない場合、契約者・家族へ十

分な説明と承諾を基に、記録・報告等行うこととする。

(介護職員による喀痰吸引に関する事項)

第13条 介護職員による喀痰吸引実施については、契約者・家族の同意により、主治医の指示書・看護師の状態確認に応じて、青森県喀痰吸引等研修修了者が実施することとする。

(看取り介護に関する事項)

第14条 契約者が医師より終末期と診断された場合、契約者・家族との話し合いを十分行い、「受診・入院」及び「看取り介護」の確認を行うこととする。「看取り介護」を希望された場合、介護指針に基づき支援を行うこととする。

(苦情解決に関する事項)

第15条 提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(1) 提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法令に基づき市町村又は県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、入所者並びにその家族からの苦情に関して市町村又は県が行う調査に協力するとともに、市町村又は県の助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(2) 社会福祉法（昭和26年法第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(地域連携に関する事項)

第16条 地域での暮らしを支える為、事業所が有する資源・ノウハウを最大に活用し、地域の根拠として関係機関と協力行い、地域包括ケアシステムが実現される「まちづくり」に努める。

(1) 在宅サービスの提供・地域の生活困難者への支援等、又、地域住民活動とも連携し地域活性化にも取り組む。

(2) 関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービス担当者会議・地域ケア会議等に参加し、総合的なサービスの提供に努める。

(その他運営についての重要事項)

第17条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、入所者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に入所者に関する心身等の情報を提供できるものとする。また、入所者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合に限って利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合がある。

(1) 職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。

(2) この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人若菜会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成14年4月1日一部改正
- 3 平成15年4月1日一部改正
- 4 平成16年4月1日一部改正
- 5 平成17年8月1日一部改正
- 6 平成17年10月1日一部改正
- 7 平成18年4月1日一部改正
- 8 平成19年4月1日一部改正
- 9 平成20年4月1日一部改正
- 10 平成22年4月1日一部改正
- 11 平成23年4月1日一部改正
- 12 平成24年4月1日一部改正
- 13 平成25年4月1日一部改正
- 14 平成26年4月1日一部改正
- 15 平成26年8月1日一部改正
- 16 平成27年4月1日一部改正
- 17 平成27年8月1日一部改正
- 18 平成28年4月1日一部改正
- 19 平成29年4月1日一部改正
- 20 平成30年4月1日一部改正
- 21 平成31年4月1日一部改正
- 22 令和元年10月1日一部改正
- 23 令和2年 4月1日一部改正